軽度外傷性脳損傷にかかわる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う「軸索」と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障がいによる記憶力・理解力・注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障がい、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機関(WHO)において定義づけがなされており、他覚的・体系的な神経学的検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができると報告されている。

しかし、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療現場においては、まだよく知られておらず、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発・周知が重要である。 よって、本市議会は、国会及び政府に対し、現状を踏まえて、下記の事項につい て適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 世界保健機関 (WHO) の軽度外傷性脳損傷に関する定義・勧告の反映を図り、 厚生労働省の最新の研究結果も踏まえた「診断基準 (ガイドライン)」を早急に 策定すること。
- 2 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、就労の維持が困難な場合等には、労災の障害(補償)年金支給や、自賠責保険を含む後遺障害等級認定が可能となるようそれぞれの認定基準を改正すること。
- 3 労災障害等級認定基準の改正に当たっては、臨床学的な根拠を明確にするとと もに不正を防止するため、画像にかわる軽度外傷性脳損傷の判定方法として、他 覚的・体系的な神経学的検査方法などを導入すること。
- 4 全国の都道府県政令指定都市の単位で、支援拠点機能を持つ病院の整備を行うとともに、医師会の協力を得て医療(情報・診断・治療等の)連携ネットワークを構築すること。

5 文部科学省を通じ、事故発生の可能性の多い学校現場・教育委員会等に対して、 軽度外傷性脳損傷についての啓発・周知を図ること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年6月30日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明